

財務省告示第四百四号
 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四
 年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に
 規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却
 したので、その国債の名称等を別表のとおり告示
 する。

平成十八年十月二十四日

財務大臣 尾身 幸次

（別表）

国債の名称	記号	総額面金額の	総買入価額の
個人向け利付 国庫債券（変 動・十年）	第二回	十六百三 十二万七 百二十五 億	百十八百 七万四千 二百一 十五億
〃	第四回	万六三 円千三 百三 百七 億	四万六三 十四千二 百一 百六 億
〃	第六回	十億六 三三万 千二百 七十五 億	四千九億 六千九 百九 十八万 五千 九百 一
〃	第八回	二千七 万九百 三十八 億 十五	四万億六 千四百 九千九 百九 十九
〃	第十回	四億八 十九百 一十五 万五千 五百五	十十四八 万四千 七百七 百十二 億

合 計	”
	第十二回
円百十二 五千 十億六 三千百 万二四	円百九 五億 十八 八千 万九
十八百十二 九千六四千 円七十億六 百四二百 八万千二	十四百九 一千五億 円三十八 百七千 二万四